

令和 4 年12月 9 日

令和 4 年第 3 回神奈川県議会定例会

## 国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

(令和 4 年12月 7 日付託分)

### 附 属 資 料

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2	収入証紙に関する条例 新旧対照表	4
3	神奈川県手数料の一部を改正する条例関連の新旧対照表	5



改 正	現 行
<p>(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が本人であること等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 省令第7条第1項 _____ _____の規定により、書面手続により一般旅券の発給を申請する者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(13) 省令第7条第2項 _____ _____の規定により、申請者に代わり出頭した者が法第3条第6項各号に掲げる者に該当することの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p> <p>(14) 省令第7条第5項後段（省令第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出られた者が申請者の法定代理人であることの確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(15) 省令第11条第4項 _____ _____の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p> <p>(16) 省令第14条第2項第3号</p>	<p>(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者 _____ _____が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(13) 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、 _____ _____出頭した者が申請者の指定した者である _____ _____ことの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。 (新設)</p> <p>(14) 省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。 (新設)</p>

改 正		現 行	
<p><u>の規定により、署名することが困難であると認めること。</u></p> <p>(17) <u>省令第14条第3項第4号の規定により、発給申請者に代わり記名することが適当であると認めること。</u></p> <p>(18) <u>省令第17条第2項の規定により、届出を行う者が法第17条第2項各号に掲げる者に該当することの確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</u></p> <p>(19) <u>省令第18条第5項の規定により、公の機関が発行した書類その他紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する追加の書類の提示又は提出を求めること。</u></p>		(新設)	
		(新設)	
		(新設)	
4の3～160 (略)	(略)	4の3～160 (略)	(略)

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

新	旧
<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年神奈川県条例第8号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料(一般旅券発給手数料を除く。))を除く。)は、別表のとおりとする。</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年神奈川県条例第8号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料を除く。)は、別表のとおりとする。</p>

3 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表  
 〈本則関係〉

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1・2（略） 3 国際文化観光局関係			別表（第2条関係） 1・2（略） 3 国際文化観光局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円 （旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合 にあつては、4,000円）	4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円
5（略）			5（略）		
（削除）			6 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円
6～11 （略）			7～12 （略）		
4～11（略）			4～11（略）		

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表  
 〈附則第6項関係〉

改 正		現 行	
別表（第2条関係） 1（略） 2 手数料		別表（第2条関係） 1（略） 2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～6（略）		1～6（略）	
7（略） （削除）  （略）	神奈川県手数料条例第2条	7（略） <u>一般旅券査証欄増補手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条

改 正		現 行	
8～32 (略)		8～32 (略)	